

「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」改正の概要

1 改正理由

人権課題が複雑化・多様化するとともに、インターネットやSNSによる誹謗中傷や各種ハラスメントなど新たな人権課題が生じている現状を踏まえ、人権侵害のない真に人権が尊重される社会の実現に向けた取組をさらに強力に推進するため改正を行うものです。

2 改正のポイント

(1) 条例名の改正

- ・人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を推進するため、人権尊重の社会づくりを目的とした条例の趣旨に沿った名称に改正します。

(2) 前文の新設

- ・互いの人権を尊重するために主体的に行動することで、あらゆる人権侵害をなくすという本市の姿勢を明確にします。

(3) 基本理念の新設（第3条）

- ・本市の人権に関する基本的な考え方を明示します。
（基本理念）
 - ① 一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと
 - ② 誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと
 - ③ 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと

(4) 人権侵害行為を行ってはならない旨の規定の新設（第9条）

- ・人権侵害となる行為（インターネットを通じて行うものを含む。）を規定し、人権侵害行為を行ってはならない旨を明記します。
（人権侵害行為）
 - ① 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - ② いじめ及び虐待
 - ③ プライバシーの侵害
 - ④ 不当な差別的取扱い

(5) 人権相談窓口の設置（第10条）

- ・相談・支援体制の充実を図るため、人権相談窓口の設置による支援を規定します。